

令和7年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業

委託業務に係る企画提案募集要領

1 趣 旨

「えひめの食」広報プロモーション事業の実施にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力や技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務
- (2) 委託契約
契約締結日～令和8年3月13日
- (3) 業務の内容
令和7年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業委託業務仕様書のとおり
- (4) 委託上限額
4,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加者は次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者は全ての要件を満たし、構成員は（3）から（5）までの資格要件を満たすこととする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和5、6、7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2第項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 本業務の実施にあたり、えひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめとの緊密な連携が可能であること。

4 応募の手続き

(1) 担当窓口

えひめ愛フード推進機構事務局

(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課ブランド推進グループ)

- ・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2
- ・電話番号 089-912-2567
- ・FAX番号 089-912-2561
- ・E m a i l brand@pref.ehime.lg.jp

(2) 応募の方法

本募集への参加を希望する者は、次の事項に基づき、参加申込書、企画書及び必要書類を提出する。

①参加申込書（様式1）の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出期限：令和7年4月18日（金）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：

- ・共同企業体で応募する場合、共同企業体の構成員全員分の参加申込書を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること（様式任意）。
- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

②質問票（様式任意）の受付

本公募に係る質問は、質問票（様式任意）により受け付け、令和7年4月16日（水）までに応募者全員にメールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参、郵送又はメールとする。

○提出期限：令和7年4月11日（金）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

③企画提案提出書（様式3）及び見積書の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出期限：令和7年5月7日（水）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：企画提案は各参加者1案のみとすること。

(3) 企画提案書等の内容

①企画提案書の内容

○企画提案書には、提案業務に関する評価を受けるため、仕様書に基づく具体的な提案事項、業務運営体制、業務責任者とその者の経歴、スケジュールを記載すること。

○企画提案書は、表紙と目次を除きA4判両面・カラーで20ページ以内とすること。

【提出書類】

- 企画提案提出書（様式3） 1部
- 企画提案書（会社概要、協力を得る予定の業務内容及び事業者に関する内容を含む）6部
- 見積書 4部
- その他参考資料（任意） 4部

②会社概要に関する留意事項

- 会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、業務実績表（愛媛県及び他県等で受託した類似の業務実績）を記入すること。

③見積書に関する留意事項

- 見積書の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む金額とする。
- 見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。
- 見積額は、「2（4）委託上限額」に定める額以内となるよう計上すること。

（4）提出書類の著作権、情報公開

- ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、えひめ愛フード推進機構は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- イ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。
- ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て応募者の責任と費用負担で対応する。
- エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- オ 選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じること。
- カ 申請書類は、情報公開により開示することがある。

（5）応募にあたっての留意事項

- ア 提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。ただし、えひめ愛フード推進機構から、内容不明点についての回答や追加資料の提出をお願いすることがある。

5 審査の方法及び選定

（1）審査方法

- ア えひめ愛フード推進機構が設置する選定審査会において、提出された企画書等を審査基準に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一の者を契約予定者として選定する。
- イ 審査は、原則として、提出された企画書等により行う。ただし、選定委員会が応募者へのヒアリングが必要と認めた場合には、ヒアリングを実施することとする。なお、ヒアリングの日時・場所等については、別途応募者へ通知する。

（2）審査基準

提案内容（県産農畜産物の認知度向上につながるか、購買意欲を高める企画か、インパクトを与えられるか 等）、効果（複数の広報媒体の活用により幅広い波及効果が見込まれるか）、経費（見積額が現実的、効果的かつ具体的か）等を総合的に審査する。

（3）審査結果の通知

応募者全員に、採否の結果と採択者名を書面で通知する。

(4) 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外する。

- ア 企画提案書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 企画内容が仕様書の要件に満たない場合
- オ その他不正な行為があった場合

6 個人情報の取扱い

- 本事業を実施する者には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)の規定により、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについて、愛媛県職員と同様の義務が課せられる。
- 上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。